二　農業経営基盤強化促進法第八条第一項又は第九条第一項の都道府県知事の承認を受けた同法第八条第一項に規定する事業規程の写し

三・四　（略）

3　（農地中間管理機構の届出の受理）

第十四条　農業委員会は、第十二条第一項又は第二項の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした農地中間管理機構に書面で通知しなければならない。

2　（略）

第五十九条　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

七～十二　（略）

二　農業経営基盤強化促進法第八条第一項若しくは第九条第一項の都道府県知事の承認を受けた同法第八条第一項に規定する事業規程の写し又は同法第十一条の十第一項若しくは第十一条の十二第一項の承認を受け、若しくは同法第十一条の十三第一項若しくは第五項の規定により定め、若しくは変更された同法第十一条の十一第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し

三・四　（略）

3　（農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出の受理）

第十四条　農業委員会は、第十二条第一項又は第二項の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に書面で通知しなければならない。

2　（略）

第五十九条　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

七～十二　（略）

（貸付けの相手方）

第九十一条　令第三十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一　（略）

（削る。）

二　（略）

（売払いの相手方）

第九十五条　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一　（略）

二　第九十一条第二号に掲げる者（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。）

（土地改良法施行規則の一部改正）

第七条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（貸付けの相手方） **第九十一条**　令第三十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。 一　（略） 二　農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業をいう。）を行う者に限る。） 三　（略） （売払いの相手方） **第九十五条**　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。 一　（略） 二　第九十一条第二号に掲げる者及び同条第三号に掲げる者（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。）	（貸付けの相手方） **第九十一条**　令第三十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。 一　（略） （削る。） 二　（略） （売払いの相手方） **第九十五条**　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。 一　（略） 二　第九十一条第二号に掲げる者（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。）
（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等） **第十七条**　令第四条、第七十二条の四及び第七十二条の五において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九	（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等） **第十七条**　令第四条、第七十二条の五及び第七十二条の六において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九